

魚津市告示第142号

公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項についての一部改正について

公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項について（平成28年魚津市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月9日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p data-bbox="114 220 1111 339">公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定により、個人演説会等開催のため必要な設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用について必要な事項を次のように定めたので、公表する。</p> <p data-bbox="159 355 241 386">【別記】</p>	<p data-bbox="1122 220 2130 339">公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定により、個人演説会等開催のため必要な設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用について必要な事項を次のように定めたので、公表する。</p> <p data-bbox="1167 355 1249 386">【別記】</p>

## 【別記】

改正後

施設の名 称	建物の屋室	区分	面積 (平方 メー トル)	設備の程度その他必要な事 項		
				照明	演壇	聴衆席
(略)						
魚津市上野方コ ミュニティセン ター	大会議室	会場	122.54	有	有	可動いす
	中会議室	会場	56.37	有	無	可動いす
	体育館	会場そ の他	631.00	有	有	板張
(略)						

改正前

施設の名 称	建物の屋室	区分	面積 (平方 メー トル)	設備の程度その他必要な事 項		
				照明	演壇	聴衆席
(略)						
魚津市上野方コ ミュニティセン ター	2階研修室	会場	102	有	有	畳敷
	(略)					

附 則

この告示は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。